

その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る 税効果会計の適用における監査上の取扱い

平成13年2月14日

最終改正 平成16年2月17日

日本公認会計士協会

当協会は、これまで繰延税金資産の回収可能性の判断に関する一般的な監査上の取扱いである監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成11年11月9日）のほか、個別的な論点に関する監査上の取扱いとして、監査委員会報告第70号「「その他有価証券」の評価差額に対する税効果会計の適用における監査上の取扱い」（平成13年2月14日）を公表している。

今回、企業会計審議会から、平成14年8月9日付けで「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、減損会計が適用されることを受けて、当協会は減損損失を計上することにより発生する将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱いについて検討を行った。

その結果、減損損失に係る将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性についても、監査委員会報告第66号に従って判断することになるが、減損損失に係る将来減算一時差異は、解消までに長期間を要する可能性が高いこと、また、事業として使用している固定資産であることから、監査委員会報告第66号の適用に際しての留意点を取りまとめることが適切と判断した。

今回取りまとめた留意点については、個別的な論点であることから、監査委員会報告第70号に追加することとし、その他有価証券の評価差額に関する事項については「その他有価証券の評価差額」の項目を、固定資産の減損損失に関する事項については「固定資産の減損損失」の項目を設け、それぞれ取扱いを示すこととした。

なお、その他有価証券の評価差額と固定資産の減損損失の税効果は、監査委員会報告第66号の取扱いを基礎としていることのほかは、関連性はないことに留意する。

その他有価証券の評価差額

1. 趣 旨

金融商品に係る会計処理については、企業会計審議会から平成11年1月22日付けで「金融商品に係る会計基準」が公表され、さらに日本公認会計士協会から平成12年1月31日付けで会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」が示され、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。この中で、いわゆる「その他有価証券」の時価評価については、平成13年4月1日

以後開始する事業年度から全面適用となるが、既にかなりの企業で早期適用が実施されている状況にある。

その他有価証券の時価評価に伴い発生する評価差額は、税効果会計適用上の一時差異となり、これについては繰延税金資産又は繰延税金負債が認識されることとなる。しかしながら、銘柄別の評価差損と評価差益の各合計額を相殺した後の純額に対して繰延税金資産又は繰延税金負債を認識することも認められるか否か、その場合の繰延税金資産の回収可能性の判断をどのように行うかについて、現状では、監査上の取扱いに一部混乱が見られる。

そこで、本報告は、平成13年4月1日以後開始する事業年度におけるその他有価証券の時価評価の全面適用に当たり、これに伴い発生する評価差額に対する税効果会計の適用における監査上の取扱いを取りまとめたものである。

2. その他有価証券の評価差額に対する税効果会計の適用における監査上の取扱い

その他有価証券の評価差額に対する税効果会計については、評価差額を評価差損と評価差益とに区分し、個々の銘柄ごとに、評価差損（将来減算一時差異）については回収可能性を検討した上で繰延税金資産を認識するとともに、評価差益（将来加算一時差異）については繰延税金負債を認識することが原則的処理と考えられる。

しかしながら、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、その他有価証券については個々の保有目的等に応じてその性格を細分化せず、多様な性格を有するその他有価証券を一括して捉えた上で每期時価評価し、洗替え処理することとされたものであるから、当該時価評価により生じる評価差額については、税効果会計を一括して適用することも認められると考えられる。したがって、その他有価証券の評価差額について、以下のように税効果会計を適用した場合についても、監査上妥当なものとして取り扱う。

- (1) その他有価証券の評価差額のうちスケジューリング（一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングをいう。以下同じ。）が可能なものについては、その評価差額を評価差損と評価差益とに区分し、評価差損（将来減算一時差異）については回収可能性を検討した上で繰延税金資産を認識し、評価差益（将来加算一時差異）については繰延税金負債を認識する。
- (2) その他有価証券の評価差額のうちスケジューリングが不能なものについては、その評価差額を評価差損と評価差益とに区分せず、各合計額を相殺した後の純額の評価差損又は評価差益について、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する。

3. その他有価証券の評価差額について純額で繰延税金資産又は繰延税金負債を認識した場合の監査上の取扱い

その他有価証券の評価差額に対する税効果会計について、前述2.(2)によった場合で、純額の評価差損又は評価差益に対して、次のように繰延税金資産又は繰延税金負債を認識している場合には、監査上妥当なものとして取り扱う。

(1) 純額で評価差益の場合

当該純額の評価差益については繰延税金負債を認識する。これに関し、当該評価差益はスケジューリング不能な将来加算一時差異であるから、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たっては、評価差額以外の将来減算一時差異とは相殺できないものとして取り扱う（これに対して、前述2.(1)によった場合の評価差益に係る将来加算一時差異は、繰延税金資産の回収可能性の判断に当たって、スケジューリングの結果に従い、評価差額以外の将来減算一時差異と相殺することができる。）。

(2) 純額で評価差損の場合

当該純額の評価差損はスケジューリング不能な将来減算一時差異であるから、原則として、当該繰延税金資産の回収可能性はないものとして取り扱う。ただし、通常、その他有価証券は随時売却が可能であり、また、長期的には売却されることが想定される有価証券であることを考慮し、純額の評価差損に係る繰延税金資産については、会社の業績等の状況を回収可能性の判断基準とすることができるものとする。すなわち、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」5.(1)の「及び」に該当する会社の場合には、純額の評価差損に係る繰延税金資産についても回収可能性があると判断できるものとし、同「及び」のただし書に該当する会社の場合には、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額からスケジューリング可能な一時差異の解消額を加減した額を限度として、純額の評価差損に係る繰延税金資産を計上しているときは、当該繰延税金資産は回収可能性があると判断できるものとする。

4. その他の監査上の取扱い

(1) 部分資本直入法を採用している場合のその他有価証券の評価差額について

部分資本直入法を採用している場合のその他有価証券の評価差額について、スケジューリング可能な評価差額については前述2.(1)に準じて処理しており、スケジューリング不能な評価差額については前述3.に準じて処理している場合には、監査上妥当なものとして取り扱う。

(2) 純額処理をした場合の将来の課税所得の見積りについて

純額処理をした場合には、当該一時差異はスケジューリング不能であるため、その他有価証券の売却損益計上予定額を将来の課税所得の見積額（タックスプランニングを含む。）に含めることはできない。

(3) 外貨建その他有価証券の換算差額について

外貨建その他有価証券の換算差額は、外貨建取引等会計基準（一.2.(2)）により、原則として金融商品会計基準（第三.二.4）の評価差額に関する処理方法に従うものとされているが、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額のうち一時差異となるものについては、時価があるその他有価証券に係る金

融商品会計基準の時価評価とその性格を異にするため、本報告の適用対象外となる。

(4) その他有価証券の評価差額以外のスケジューリング不能な一時差異について

その他有価証券の評価差額以外のスケジューリング不能な一時差異についての監査上の取扱いは、従来どおり、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」による。

固定資産の減損損失

1. 趣 旨

「固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会 平成14年8月9日）」（以下「減損会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（企業会計基準委員会 平成15年10月31日）」（以下「適用指針」という。）が公表され、(a) 平成17年4月1日以後開始する事業年度から実施されるよう措置することが適当であるとされ、また、(b) 平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用することを認めるよう措置することが適当であるとされている。さらに、(c) 平成16年3月31日から平成17年3月30日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についても適用することを妨げないものとするとしている。

減損会計基準の適用に伴い、減損損失を計上することにより発生する将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の監査上の取扱いについても、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成11年11月9日公表、以下「報告第66号」という。）に従って検討及び判断することになるが、減損損失に係る将来減算一時差異は、解消までに長期間を要する可能性が高いこと、また、事業として使用している固定資産であることから、報告第66号の適用に際しての留意点を、以下に取りまとめることとした。

2. スケジューリングの可能性の判定

固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性は、報告第66号によって判断することになるため、当該将来減算一時差異の解消時期について、スケジューリング可能な一時差異であるか、スケジューリング不能な一時差異であるかの判定を行わなければならない。スケジューリング不能な一時差異と判定されたものについては、報告第66号の5.(1)（分類1）の会社等の場合を除き回収可能性はないものと判断することになる。

スケジューリングの可能性の判定に当たっては、減損損失の対象となった固定資産の状態、すなわち、現在及び将来の使用・遊休・処分の状況及び見込みに基づきその判定が行われることになるが、ひとしく固定資産であっても、償却資産と非償却資産ではその性格が異なるため、監査上、以下のように取り扱うものとする。

(1) 償却資産

償却資産とは、減価償却計算による費用化を予定している固定資産であり、例えば、建物や機械装置などの有形償却資産、のれん（営業権）や自社利用のソフトウェアなどの無形償却資産等が考えられる。償却資産に係る将来減算一時差異は、通常、減価償却計算を通して解消されることから、スケジュールリング可能な一時差異と考えられる。また、固定資産に計上されていないリース資産について減損処理が行われた場合には、当該減損額見合いの貸方科目としては「リース資産減損勘定」等の科目が用いられるが、その定額法による取崩額についても同様にスケジュールリング可能なものと考えることができる（適用指針第60項、第68項及び第143項参照）。

なお、減損損失は、その本質が減価償却とは異なる性質のものであり、臨時性が極めて高く、かつ、金額も巨額になる可能性が高いことから、減損損失に係る将来減算一時差異については、報告第66号の5「(2) 将来解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱い」にいう建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異と同様な取扱いを適用しないものとする。

また、減価償却計算の基礎である耐用年数の終了を待たずに処分が予定されている場合は、当該処分予定に基づいてスケジュールリングすることになる。

(2) 非償却資産

非償却資産とは、減価償却計算による費用化を予定しない固定資産であり、例えば土地等である。土地等の非償却資産に係る将来減算一時差異のスケジュールリングは、売却処分等の予定がある場合はそれによることになるが、例えば、工場用地として現に使用中であるような場合は、通常、スケジュールリングが困難な場合が多い。したがって、スケジュールリング不能な一時差異と判定される可能性が高いので留意が必要である。

なお、「土地の再評価に関する法律」により再評価を行い、「再評価に係る繰延税金資産」を計上している土地について減損損失を計上した場合は、適用指針第64項及び第146項に記載されているとおり、減損処理を行った部分に係る土地再評価差額は取り崩すこととなるため、この取崩しに伴い、当該土地に係る「再評価に係る繰延税金資産」を全額取り崩すことになる。土地再評価に係る繰延税金資産については、日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報[No. 9]「改正土地再評価法に関するQ & A」のQ7において、再評価差額に係る繰延税金の計算は、「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」に準拠すること、及びQ8において、「...通常の繰延税金資産と同様に回収可能性を検討し、慎重に決定する必要があります。」とされている。当該再評価土地の減損損失に係る繰延税金資産についても引き続き報告第66号に従い、その回収可能性を判断することになるので留意が必要である。

3. 報告第66号の会社分類上の取扱い

報告第66号の5.(1)では、過去の業績等に基づいて将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する指針として、状況に応じて会社を5つの類型に分類し、その分類ごとに取扱いを示している。

減損会計基準が制度として適用される初めての事業年度において減損処理を実施した場合(注)、過去に累積的に生じていた含み損失が適用初年度に一举に評価損として処理され、多額の損失が計上される可能性が高い。このため、減損会計基準の適用の結果、報告第66号をそのまま適用すると、従来 of 会社分類に不利な影響が生じることが予想される。よって、適用初年度に計上した減損損失に限り、以下のように取り扱うものとする。

(注)「減損会計基準が制度として適用される初めての事業年度において減損処理を実施した場合」とは、「1.趣旨」の(a)の場合のみならず、任意選択により(b)又は(c)による場合にも、その選択適用した最初の事業年度で実施した場合も含むことに留意のこと。

(分類1) 期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等

減損損失を計上した結果、将来減算一時差異が多額となり、報告第66号の5.(1)(分類2)の会社等に分類されることになる場合は、当該減損損失を除外して検討すれば(分類1)と判定できる場合で、かつ、当該減損損失が平均的年間課税所得水準(注)の範囲内である等多額でない場合に限り、会社等の分類を従来どおり(分類1)と判断することができる。

(注)平均的年間課税所得水準は、報告第66号の5.(1)の考え方に準じて算定するものとするが、リストラ等の効果により業務改善が見込まれる等減損損失を計上した翌期以降の確実な業績予測を考慮して算定することができる。以下同じ。

(分類2) 業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等

減損損失を計上した結果、将来減算一時差異が多額となる可能性があるが、当該減損損失を除外して検討すれば(分類2)と判定できる場合で、かつ、当該減損損失が平均的年間課税所得水準の範囲内である等多額でない場合に限り、会社等の分類を従来どおり(分類2)と判断することができる。

(分類3) 業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
会社分類への影響は生じない。

(分類4) 重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等
会社分類への影響は生じない。
なお、従来 (分類1)、(分類2)及び(分類3)の会社等として判定されていた場合に、減損損失を計上し、かつ、翌期に対象固定資産の処分により重要な税務上の繰越欠損金の発生が見込まれる場合(タックスプランニング考慮後)は、原則として(分類4)の会社等に該当するものとする。

(分類5) 過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等
会社分類への影響は生じない。

適用

1. その他有価証券の評価差額に関する事項については、平成13年4月1日以後開始する事業年度から適用する。なお、平成13年4月1日前に開始する事業年度から本報告を適用することを妨げない。
2. 固定資産の減損損失に関する事項については、平成16年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度から適用する。

以上